

インフルエンザ予防接種費用の一部助成を行います

共済組合では、インフルエンザ感染予防や発病時の重症化を防ぐことを目的として、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

助成を希望される場合は、次の項目にご注意いただき、請求を行ってください。

なお、請求手続き等詳細については所属所の共済組合事務担当課へお問い合わせ願います。

1. 助成対象者

平成25年10月1日から平成26年1月31日までにインフルエンザ予防接種を受けた組合員及び被扶養者（地方公共団体からの助成を受ける者を除きます。）。

2. 助成額及び回数

年度内において1,500円を限度として1人につき1回の助成とします。ただし、インフルエンザ予防接種費用が1,500円に満たない場合は当該費用を助成します。

3. 助成金請求時の必要書類

助成金請求の際はインフルエンザ予防接種費用助成金請求書のほか、領収書（医療機関名、予防接種対象者の氏名、予防接種名（インフルエンザ予防接種と記入）、予防接種額及び領収日が明記されているもの。）が必要です。

なお、領収書のコピーでは受け付けできませんのでご注意ください。

